

印西市優良建設業者の表彰に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業者の建設工事施工技術の向上を図るため、本市が発注する建設工事を直接請け負い優良な成績で完成した建設業者（以下「優良建設業者」という。）及び印西市建設工事適正化指導要綱第6条に規定する技術者（以下「配置技術者」という。）に対して表彰を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準等)

第2条 表彰は、本店が市内にあり、市が発注した請負金額が1件500万円以上の建設工事を誠実に施工し、印西市工事検査要綱に基づき実施した工事検査の工事成績評点が75点以上で完成した建設業者であって、次に掲げる基準を満たすものに対して行うものとする。

(1) 表彰対象年度において他の受注工事の工事成績評定点が65点以上であること。

(2) 表彰対象年度及び表彰式当日までの期間に、印西市建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止処分を受けていないこと。

(3) 対象工事の配置技術者として、全ての工事期間において、配置され、関係法令を遵守していること。

2 前項各号の規定にかかわらず、施工成績、施工技術等が特に他の建設業者の模範となると認められるときは、当該建設業者及び配置技術者に対して表彰を行うことができるものとする。

(印西市優良建設業者表彰審査委員会)

第3条 表彰の対象となる建設業者を選考するため、印西市優良建設業者表彰審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

(審査委員会の組織等)

第4条 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長を、副委員長は企画財政部長をもって充てる。

3 委員長は会務を総理し、審査委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員長及び副委員長に事故があるときは、都市建設部長が委員長の職務を代理する。

6 委員は、総務部長、市民部長、環境経済部長、福祉部長、健康子ども部長、都市建設部長、教育部長及び上下水道部長の職にある者をもって充てる。

7 委員に事故があるときは、あらかじめ当該委員の指名する職員がその職務を代理するものとする。

(審査委員会の会議)

第5条 審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 審査委員会は、委員の過半数の出席者がなければ会議を開くことはできない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 前項の規定により決したときは、その証として優良建設業者表彰選考書（別記様式1）を作成するものとする。

(会議の結果の報告)

第6条 委員長は、会議の終了後、速やかにその結果について優良建設業者報告書（別記様式2）により市長に報告しなければならない。

(決定)

第7条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を勘案し、表彰者を決定するものとする。

(表彰)

第8条 表彰は、市長が決定する日に表彰状を授与することにより行う。

(秘密の保持)

第9条 会議の内容については、部外者に漏れないように秘密を保持するとともに、その取扱いに十分注意しなければならない。

(庶務)

第10条 審査委員会及び表彰に係る庶務は、企画財政部財政課において処理する。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日訓令第9号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領は、施行日以降に検査を実施した工事から適用し、施行日前に検査を実施した工事については、なお従前の例による。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式 1

委員長	副委員長	委 員		
副市長	企画財政部長	総務部長	都市建設部長	市民部長
委 員				
環境経済部長	福祉部長	健康子ども部長	教育部長	上下水道部長

優良建設業者表彰選考書

年 月 日

施工業者名	
配置技術者	
工事名称	
工事場所	
工 期	
契約金額	
工事成績 評 定 点	
決定理由	
そ の 他 特 記 事 項	

優良建設業者報告書

印西市長 様

印西市優良建設業者表彰審査委員会
委員長

施 工 業 者 名	
配 置 技 術 者	
工 事 名 称	
工 事 場 所	
工 期	
契 約 金 額	
工事成績評定点	
工 事 概 要	
推 薦 理 由	
その他特記事項	

添付書類 : 工事成績評定表・工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表
認定通知書・検査調書・検査結果通知書・工事検査台帳